

小規模企業共済 加入資格チェックシート

チェック

◎すべての申込者に共通した加入時の確認

・加入申込者が小規模企業者である	✓
・常時使用する従業員数が5人以下の業種 卸売業・小売業・サービス業	
・常時使用する従業員数が20人以下の業種 農林水産業・鉱業・採石業・建設業・製造業・運輸・通信業・サービス業（旅館、民宿、スポーツクラブ）その他	
・事業を兼業している給与所得者ではない ※アパート経営の事業をしているサラリーマンではない	
・重複加入ではない	
・加入申込者が中小企業退職金共済制度、建設業退職金共済制度、清酒製造業退職共済金制度、林業退職金共済制度の被共済者ではない	
・「加入に際してのご確認」の内容を加入申込者が了承している ※加入申込者が未成年の場合は、親権者の同意書及び戸籍謄本（原本）が添付する	
・共済契約締結後に加入資格がなかったことが判明した場合、加入した時点に遡って契約締結の取消しを行い、払込金額を返還となります。 なお、返還された金額についてすでに所得控除を受けている場合は修正申告が必要となります。	

※下記のうち該当する地位の欄にチェックをお願いします

●個人事業主

・事業所得で確定申告している ※開業から一年を経過しておらず確定申告を行っていない場合は、税務署に提出した個人事業の開廃業等届出書で開業事実を確認した	
・雇用されていない（従業員ではない）	

●会社等役員

・履歴事項全部証明書に役員登記されている 合名、合資、合同会社（業務執行権を有する方）及び士業法人にあっては社員として登記されている	
・複数の会社の役員を兼務している場合、そのどれもが小規模企業者に該当する	

●共同経営者

・加入申込者が属する個人事業主が小規模企業者に該当している	
・加入申込者が共同経営者の地位にあり、報酬を事業主から受けていることが証明できる	
・共同経営契約書を添付している	

共済契約者名 _____

令和 年 月 日

税理士事務所 _____

担当者 _____

FAX:079-285-3209